

第47回「上海IPG」会合

日時 2010年7月15日(木) 14:00～

場所 上海龍之夢麗晶大酒店 4階 Ball Room A

【上海IPGピックアップ講座】

○司会 上海IPG会合ついでに万博も見ていこうということで上海までいらっしやった方には生憎の空模様となっております。またこのホテル、そもそもタクシーが拾いにくいホテルでございますが、雨が降ると更にタクシーが来にくいということで、会合が終わるまでに雨が止むかどうかは皆様の日ごろの行い次第といったところでございます。

さて、本日のピックアップ講座は、すでに前方のスクリーンにYという文字が見えておりますけれども、本日はYAHOOJAPANの方にお越しいただきまして、ご覧の通りYAHOOオークションにおける、知財侵害対策をご講演いただくことになっております。

それでは、講師の方をご紹介しますと思います。YAHOO株式会社の上山様、植村様、前の方で講演よろしくお願い致します。

上海 IPG ピックアップ講座での講演：

「ヤフーオークションにおける知的財産権侵害品対策」

ヤフー株式会社 上山達也氏，植村雄太氏

皆様初めまして。ヤフー株式会社から来ました、上山と申します。本日は私上山と、隣にいる植村と二人で、これまでYahoo!オークションが経験してきた、知的財産権侵害に対する取り組みについて、皆様にお伝えしなければと思い、ご説明に参りました。こういった海外の会議で、講演する機会が今回実は初めてですので、多少慣れない部分・聞きづらい部分もあるかもしれませんが、最後までよろしくお願いしたいと思います。

まず最初にヤフー株式会社という会社とYahoo!オークションがどういうものであるか、簡単に隣の植村の方からご説明させていただきたいと思います。

ヤフー株式会社、植村です。どうぞよろしくお願い致します。皆様、日本の情報を中国においても、日本にお帰りになられた際にも、Yahoo!JAPAN上で閲覧していただいていると信じておりますが、簡単にヤフー株式会社についてご説明致します。

当社はアメリカのYahoo!!Inc.、日本のソフトバンク、両者の出資により設立され

た企業です。日本において、日本国内向けにYahoo!ブランドを用いてサービスを行っております。サービスは検索を初め、ニュース、その他eコマースなど、多岐にわたっております。最近新しいサービスとして、チャイナモールというサービスも始めております。チャイナモールとは、中国のタオバオに出品されている商品を、日本にいるお客様が簡単に日本国内に個人輸入できる事を、サービスとして提供しております。すでにここにいる方々は、この事をご存知かと思いますが、このチャイナモールについて、多少小さな問題が発生してきております。

本日のメインであります、日本のインターネットオークションにおける、知的財産権侵害の対策というところで、まず日本のインターネットオークションの市場規模が、どのくらいであるかをご説明致します。

こちら2009年までが、実線で引っ張ってある実測値です。それ以降の少し薄くなっている部分については、それまでの増加率をそのまま適応し引っ張ってある線です。市場としては一番上にあります青い線が、ヤフー、ビッドーズ、モバオク、楽天の合計であります。2012年の始まりのところ、かなり延びておりますがここまできくかどうかは、市場の状況もありますので不透明であります。ですがまだまだ延びしろがある市場であると信じております。業界のシェア率としましては、Yahoo!オークションが皆様の好評をいただきまして、相変わらず1位をいただいております。

Yahoo!オークション、毎日たくさんの方々に利用していただいておりますが、ユニークユーザー、こちらは約3千600万人の方が、Yahoo!オークションにアクセスをいただいております。また出品されているアイテム数、こちらは2千300万アイテム、こちらの2千300万というのは常時、どの時間で、例えば今時点でYahoo!オークションをストップして何品出品されているのを計測した平均が、約2千300万となっております。その下のストア数、こちら1万7千点ストアとして、参加をいただいております。このストアというのは法人として、Yahoo!オークションで物を売っていただいている企業の数になります。一番下は一日辺りの落札金額の合計です。約19億円となっております。こちらは2010年5月現在の数値でございます。

ということで、この辺りが現在のYahoo!オークションの規模になってきているということでございます。これが大きいのか少ないのか、皆様のご想像にお任せ致しますが、先ほど申しましたとおり、市場規模というとヤフー株式会社が提供するYahoo!オークションが、日本のインターネットオークションでは、圧倒的に数があるという状態になってきております。

(植村から上山に交代以下、上山の発言)

ここからが本日の主題になるところで、皆様もおそらくタオバオを中国でご覧になられていらっしゃると思いますが、やはり知的財産権を侵害する物が、どうしても出てしまっております。そういった物がある中で、私共がどのような対策を行って

きたかを、まとめて書いてあります。多少字がたくさんあり見づらいかもしれませんが、色々な方策を組み合わせる事によって、初めて現在の対策が実現している、という事でございます。これがどのぐらい実績があるかというと、おかげ様で日本にいる権利者の方、各省庁の方も、日本のオークションは、比較的知的財産侵害品が少ないという評価をいただいていますので、それなりに評価が上がってきているところでございます。思い返せば、Yahoo!オークションは1999年に始まりました。その当時から、偽ブランド商品、コピーソフトのような著作権侵害物、そのような物がたくさん出ておりました。それらをどう取り締まるか、また出されにくくする仕組みを、どうやって作っていくのか、我々のこの分野に関する永遠の課題でございました。この中で、若干ご説明させていただくと、例えば一番上のローエンフォースメントへの協力、これは民事・刑事、どちらにおいても権利者の方にも適切な協力をする、また警察から連絡があった場合にはすみやかに対応する、そういった部分も含めて積極的に対応をしてきました。また侵害品を出品する者というのは、繰り返し出品してきます。IDを例えば止めたとしても、次に新しいIDを取り直しどんどんやって来る事がありますので、登録される情報をこちらの方で、一度NGだと判断した者については、ブラックリストに登録するなどして、複数の利用させない対策をしています。また自分達でYahoo!オークションに出てる物品、さきほど申しましたけども、アイテム数だけでも2千300万点あるので、全部見ることはできませんが、その中でも特に侵害品が出やすいカテゴリーをくまなく巡回し、権利者の方から教えてもらった偽物の特徴・偽物を示すような商品説明・隠語もよく使われるの

で、隠語もチェックし、そういったものは発見したら削除する、パトロール活動も行ってきております。その他色々規約上においても、そういった権利侵害品を売る人・買う人については、いろいろと不利益な手続きになります、と案内しております。例えばYahoo!オークションの場合は、物を買ったけど物が届かない、そのような詐欺の被害に合われる方が、残念ながらいらっしゃいます。そういった詐欺被害があった場合に、その商品費用の一部を、私共の方で補償するというオークション補償という制度がありますが、過去に知財侵害品を売った・買った履歴がもしあった場合、補償は一切適用できませんということも、規約の中に盛り込み、各種牽制をしているという状態でございます。

自社で一生懸命対策をしても、他にもオークションの市場があるので、Yahoo!オークションで締め付けていると、やはり侵害品を出す人達は色んなところに拡散していきますので、先ほど申しました楽天さんや、日本でビッドーズというサービスをしているDeNAさんという会社など、業界団体でまとまって同じような施策をやっていくという事で、拡散の防止に務めたという背景もございます。

ここに書きましたのはYahoo!オークションをはじめ、他社も巻き込んでやってきた知財侵害品に対する取り込みでございます。先ほど上海IPGさんが初めて開催されてから4年5年たっているという言葉をお聞かせいただきましたけども、大体それと同じか、少し古いくらいの時代から私共では色々と知財侵害品に対する取り組みを行って参りました。ここにある2000年にパトロールチーム設置というのは、ちょう

ど私がパトロールチームの初代責任者といいますか、私がこのパトロールチームを引率しておりました。ここでは何をしているかといいますと、先ほど申したような偽物を発見したら削除したり・権利者からの申し立てを受け付けるという事をやっておりました。その後、色んな制度を導入したりプログラムを開始したり権利者団体と契約を結んだり、その先には2005年、ここにありますような知的財産権侵害品流通防止協議会、略してCIPPと呼んでますけどもそういった協議会をオークション事業者、あと知財の権利者、そしてオブザーバーとして省庁の関係者をお招きしてそういった協議会を立ち上げ、年度ごとの報告書を提出するという活動をしております。CIPPの活動の結果は2008年にはCIPPを立ち上げる前に権利者から色々な削除依頼があったところが、色々な自主的な取り組みを導入する事によって削除依頼自体も1 / 3に減少したと、そういった明らかな効果が出てきたという状態になってきております。更に昨年2009年、ルイ・ヴィトン社と偽造品撲滅対策での共同に合意という事もあり広くリリースをしておりますので関心のある方はご存知なのかもしれませんが、やはりルイ・ヴィトンのバックというのは全世界的に偽物が色々な所で見つかり、日本においてはこのような取り組みを個社同士でやるという事で対策を進めてきております。これがざっとした10年くらいの歴史でございます。

一番下にありますけどもインターネットオークション事業者、個社・権利者で協力・業界・行政と協力、色々やっていますけどもその中でも特に事業者として、インターネットオークションの場を提供しているヤフー株式会社もしくは業界団体と

して、何が取り組みになっているかというお話をこれからしばらくさせていただきたいと思います。

一番私達が頭を悩ませたのが利用されるお客様の知識がやはり低い。権利侵害に対する意識も低く、偽物と理解して売っていい・偽物と理解して買っていい、そのような方もまだまだいらっしゃいました。最近ではずいぶん減ってきておりますけども、オークションを始めた1999年当時はやはりそういった事を明確に商品説明に書いている方がいらっしゃいました。明らかに偽物を偽物として販売している意識の低い方に対しては、そういった行為は権利侵害になる、また犯罪であると、明確にメッセージとして打ち出してそういった者の排除を積極的に取り組んでいたという風な事がございます。また次のトレーサビリティと申しますのは、そういった悪い事をしようと考えた人がオークションで何かした時に、インターネットなのでなかなか本人まで特定するすべが無い、という部分がございます。実際のフリーマーケット・中古品市場なら人と人が対面したり申し込みの時に簡単な審査があったりしますが、インターネットの場合は利用手続きをオンラインで行い、そこでIDをとってしまえば利用できてしまうというサービスがほとんどでしたのでなかなかトレーサビリティを確保するのが難しい、では名前を書いてもらえばいいじゃないかとか色々いわれましたが名前は嘘を書く、あとは通信経路をたどればいいんじゃないか、というと、どこか知らない国のプロキシサーバーを使い迂回して接続してくるなど、色んな事をやられました。その中で私共が導入したのが本人確認

制度というのがあります。それが何を確認しているかという点、昔は無料で始めたのですが有料サービスにした時には、クレジットカードの情報を登録させますのでそこでまずクレジットカードを通してそのものにトレースできると、いう事を導入しております。更にその後郵便での郵送での配送確認をしまして、これはYahoo!オークションを使いたいと申し込んだ方がいざ使う時インターネット上で申し込みをすると、その方のご自宅に暗号が書かれた郵便をお送りします。そこで配達員の方が玄関先でその方の免許証・顔等を確認して郵便物と引き換え、その方は初めて暗号を入力する事で使う事ができますので、こういった意味で配送確認を実施します。簡単な図式にするとこのような形です。画面で申し込み暗号を送り、それを入力しないと使えない、日本の場合はこのような手続きです。海外の場合はパスポートのコピーを私共に送ってもらい確認しておりますが、これは非常に両方とも手間がかかります。インターネットの会社は、お客様が使いたいと思った時にすぐ使わせてあげないと皆様使わなくなります。例えばオークションに出品したいと思っても郵便を待つまで2週間かかる、だったらオークション使うのをやめるというようにお客様を取り逃がしてしまいますが、ただお客様を取り逃がしてもいいから確実に本人確認をして、何があったときに責任追及を本人にできるという体制を作ってきたのでございます。

3番目の権利者からの削除要請の対応の部分ですが、これは権利者の方から偽物が出ているという事をおっしゃっていただければ、私共が削除するという基本姿勢を

行っております。インターネットの分野ではノーティスアンドテイクダウンと言いますが、ノーティスを受けると私共はテイクダウン、削除しております。ただここでの問題がいくつかあります。ひとつは本当にノーティスを上げてくれた方が権利者なのかという問題があります。コンタクトを取るにしても、電子メールで我々にご連絡が来ますけどもその方が本当にその権利を持っているのかとの証明が難しいところがございます。もうひとつは本当に権利侵害品なのか、という事でございます。こういった会合にいらっしゃる方は皆様、権利についての整理・性質・権利行使に関するご経験、知識豊富で間違いはないかと思いますが、中には全く登録、出願もしてないのにこの権利は私共にあると主張して削除の申し出をされたことがありました。権利者の方のレベルが色々ありますのでそこをどのように行うかが、課題でございました。正当な権利者であるのか、という事が問題であるという事でございます。また削除手続きも郵便を使えばそれだけで二日三日かかり、私共が内容確認して二日三日でどうするかと頭を悩ませている内にオークションは終わってしまいます。そのような事だと全く意味がない、なのでご連絡いただけたらなるべくすみやかに削除したいという体制を作っていこう、という事で24時間・365日インターネットに繋がる端末であればいつでも削除依頼ができる事を実現しています。これは特定のWEBのフォーム、そこからご入力いただければ現在のところ大体2、3時間以内でそのオークションが削除されて侵害品が流通する事を防止するという対応をさせていただいております。またYahoo!オークションの中では知的財産権保護プログラムと呼んでいますが、その保護プログラムに加盟している会社名を

Yahoo!オークションの方に掲載しており、こういった方は権利保護・権利の行使に非常に強い関心を持っている方達なので、貴方の出品物は見られてますよと、いう形でアピールに一役買っているという側面もございます。

現在、450社以上の権利者、日本の有名な権利者いっぱいありこれだけではないですけれども、皆様のご協力をいただきYahoo!オークション上でそういった侵害品が流通しないようにとのプログラムを運営させていただいております。このプログラムに基づいて削除した場合、どのような効果が得られたかを若干ご説明させていただきますが、先ほど申しましたとおり非常に長いです。通常ノーティスアンドテイクダウンという手続きでも先ほど申しましたとおり権利者であるか、権利侵害品であるかの証明・確認をこのプログラムでは事前に行っておりますのでこういった商品は侵害品であると、私共は説明を受けて知っておりますのでそのフォームからご連絡いただければ、それに基づくものは速やかに2~3時間以内に消える、非常に早い手続きになっております。また削除すると私共が一番困るのはその出品をしているお客様の方から何故消したのかと、問い合わせをいただく事があります。場合によってはそれが不当削除ではないかと、我々はお金を払ってYahoo!オークションを使っているのに消すとは何事だとお叱りを受ける事がございます。ただこのプログラムに関しては事前に権利者であるか確認しておりますし、またそれが侵害品であると推認できる状態を持って消しこんで行くという作業ですので、その後そういったトラブルになったことはこれまで一度もございません。全く無いというと嘘になり

ますが、小さな勘違いから利用者の方が権利者の方に問い合わせる事がありました
が、そこで権利者の方にも丁寧に説明をいただいて大きなクレームや場合によっては
訴訟になった事は、これまでございませんでした。なので非常に便利な仕組みと
思っておりますので、是非このプログラム、まだご参加いただけてない会社があっ
て、Yahoo!オークションの方の侵害品が問題であれば、ご検討いただければと思っ
ております。またこれを導入すると削除が一気に進んでYahoo!オークションの規模
が縮小して利用者が減って人気の無いものになるのではないかと、Yahoo!オークシ
ョン自体の存続が危ぶまれるのではないかとというような事を社内の声で上げてくる者
もございましたけども、実際にそのような事は一切無く、利用者の方もこのプログラ
ムがあるからYahoo!オークションの中の商品は綺麗・侵害品が無い・本物が買える、
というような信頼を徐々に高める事によって、一時的な減少はあったもののそれを
上手く乗り越える事ができたと思っております。

実際の保護プログラムの流れですが、Yahoo!!オークションはどういう場かという
と真ん中で例えば時計・バック、そういった物をお客様が出品する・また落札する、
という場所を提供しております。スライドで説明いたしますと、Yahoo!JAPANは画
面の右側でこれを運営、プログラムを開発したり利用者により便利な機能を提供するな
どを行っている立場でございます。ある方が偽物を出してきた場合、運営側・お客
様側では、これが偽物かどうか分からない場合が多いです。偽物と言っていれば分
かりますが、偽物と言っていなければなかなか分かりづらい。あとは偽物に特有の言

葉も使ってなければなかなか判断しづらいのでこの場合どうするか、という事がございます。このような形で新製品の中に偽造品が混じっているパターンは、権利者の方が偽造品を発見しYahoo!JAPANの方に偽物がありましたと通報をいただいて、Yahoo!JAPANの方が削除する、右側の三角のこのサイクルを上手く繰り返す事によって最終的に、こんな偽造品を出してもYahoo!オークションでは売れないから辞めた、と不正出品者がどこかに行く事を期待しております。また権利者の中には許さないとおっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった方には刑事手続きなど然るべき対処をお願いしている現状でございます。そういった対応を2005年くらいまで個社で行っておりました。ですが、先ほど悪魔のアイコンがありましたけども彼もさるもので、Yahoo!オークションで売れなくなったら次は楽天・ビッダーズ、そういった所に逃げて行きます。それでは業界全体としてもインターネットオークションの信頼が損なわれますので、そういった同業他社・権利者の方も巻き込みこのCIPPというのを立ち上げております。これはWEB上でもページが上がっておりますし、これまでの数年をまとめ上げた報告書も上がっておりますのでご参考いただければと思います。

初年度は何をしたかという、権利者の方と話し合い実際のパトロール方法を考案しました。権利者側で画面を見てみるとよく使われている言葉、偽物を示す為に私共は分からなくても利用者同士でわかる隠語・権利者に内緒で使っている言葉、そういったものを権利者の方と情報交換し、このような言葉が使われていればそれは

偽物と判断できるという話し合いで、いくつかのワードを設定しました。そういったもので出品されている物に関しては、私共で権利様の通知を待つまでもなく、積極的に削除を対応して参りました。翌年度は、そういった取り組みが本当に効果が出ているかお互いに数字を拾いあい効果検証を行いました。その結果やはり偽物の出品率が非常に低下し、効果があった事を改めて確認したのが2年目でございます。3年目はそのワードを3年まわし、時代が変わりこの言葉を使うと消される、と分かってくるので変化を追いかけて新しい基準をどうするか、そういった物を今まさに話し合っているところでございます。

これが先ほど申しました2年目の成果でございます。何をしたかという、オークション事業者だけで頑張っても仕方が無い、権利者だけで頑張っても仕方が無い、行政だけで頑張っても仕方が無い、この3社が情報を合わせて共有して共に取り組む事によって、Yahoo!オークション並びに他社、日本のオークションでの侵害品の比率を一気に下げたという事でございます。CIPPではこの3社の共同取り組みの事を日本方式とあえて呼ばさせていただいております。何故このような名前にしているかという、世界を見ている場合、例えば某大手宝石メーカーさんが世界最大規模のインターネットオークションであるイーベイさんと訴訟しあって、イーベイから宝石商品を全て取り扱うのをやめろ、など強行の争いになっている中、日本では権利者・事業者・行政の3社で三つ巴になり取り組み実際に実績をあげました。これを私共では僭越ながら日本方式と呼んでおり、こういったものが広く世界に広が

り、世界中から侵害品が少しでも抑制していけばいいと、思っているところでございます。

CIPPの基本施策と私共が呼んでいるものは、先ほどから何度も繰り返しておりますが権利者からの削除要請を的確に処理をする・また私共で分かることはオークション事業者が積極的にパトロールをし、数を減らす・3点目が権利者とオークション事業者、その者が侵害品の流通対策によって知りえた情報は積極的に交換し、アップデートして対策にもりくむ、という事でございます。中にはもちろん侵害品の特徴であるなど、それが権利者の極秘事項という部分もありそこまでの開示について、私共は全く求めておりません。それよりももっと簡単なレベルで、このような言葉が使われていればこれは偽物、という事を情報共有いただければ事業者としてもやっつけられるという事でございます。

またCIPPの話で恐縮ですが、この団体の現在のところの構成メンバーはこのような形でございます。オークション事業者としては私共と、DeNA、楽天オークション、アイ・オークションネット、WINという会社様が参加しております。市場規模から見ればやはり相当程度が小さいオークションの運営企業様も参加いただいておりますが、小さいところなりに特有の対策があるはずだという事で参加をいただいておりますし、大手だけで締め付けるとこういうところに流れこんでゆくのはこれまでの経験で明らかですので、早い段階から規模の小さい方にも積極的に声をかけて、私

共と一緒にやってもらっているところでございます。あとは権利者の方、権利者団体としてここにありますが、コンピューターソフトウェア著作権協会、これは日本ではACCS(アックス)と呼ばれたりしておりますが、いわゆるコンピューターソフト・ウィンドウズ,キヤドのソフトであるとかそういった偽物撲滅を目指している団体でございます。ご存知かと思いますがそういう風な団体様です。こちらが幹事社として参加しておりますし、国際映画著作権協会・日本動画協会、これは日本のアニメーション分野を延ばしていこうと色々なところで声が上がっているそういったアニメーションの協会、あとレコード協会さん、ユニオン・デ・ファブリカンさん、ホンダさん、シャネルさん、そういった会社がこちらのCIPPに加盟していただいて、定期的に情報交換・討議を行っている状態でございます。

ここ、資料の方が書き間違えておりました。こちらは内閣官房さん他、オークション事業者ではなく行政の方々にもオブザーバーとしてご参加いただいておりますので、色々な方面から貴重なご意見をいただいている事でございます。

これが過去3年間での侵害品の割合でございます。CIPPで情報をもちよって侵害品を対策していく取り組みをした結果、2007年、2008年、2009年、このような非常に低い数値だと思います。若干変動はありますが、対策をした特定分野についてどれくらい侵害品が出ているかという、1%以下しか出ていないという事が計測として確認できております。出品全体の規模は拡大している中、侵害品の比率を一定程

度に抑え込めているのは評価できると思います。これが現在のYahoo!オークションをはじめとした日本のオークション事情の状況であるという事でございます。

最後に写真を持って参りましたが、これが先ほどの年表でいうと左側が、弊社の代表取締役の井上（イノウエ）です。右側はルイ・ヴィトンの代表取締役会長兼COのイヴ・カルセルさんで、2社でオークション上の侵害品対策を積極的に取り組んでいく覚書・契約を致しましたのでその際、プレスに使った写真をここでお見せさせていただきます。このような事も行い私共は、Yahoo!オークション、日本のインターネットオークションから侵害品を排除していく事を積極的に取り組ませていただいております。ルイ・ヴィトン社の合意の中でも、世界では権利者とISPが残念ながら対立してしまっている構造が生まれているところがございます。ですが日本においては、Yahoo!とルイ・ヴィトンさんが結んだように偽造品撲滅対策について協力をする、非常に有効な関係で対策が進んでいるという事でございます。権利者の方から見ればオークション上にこのような偽物が載っている、けしからん、事業者はなんとかできないのか、できないなら事業者を訴えてやる、そういう事を仰られる方もいらっしゃると思いますが、私共から見てみれば権利者の方そして私共のサービスを利用する利用者、そこにおいて共通の敵というのは、先ほどの絵で指し示したように悪魔のアイコンで、偽物を売って儲けてやると考えている者ですので、その共通の敵を排除する為に、権利者の方とインターネット事業者が手を組んで出来る事を積極的にやっていきたい事を最後に、私の発表を終わらせていただきたいと思います

います。ありがとうございました。少々お時間があるようなので、もしご質問等ありましたら是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

< 質疑応答 >

○司会 それでは質問ございます方は挙手のうえ、社名とご氏名の方を仰っていただひてから質問をいただきたいと思ひます。それでは質問等ございます方、挙手をお願ひ致します。よろしいでしょうか。

○フラーレン谷口氏

弁護士谷口と申します。本日は大変貴重なお話ありがとうございました。私から質問させていただきたいのですが、中国の関係をやってまして、中国にはインターネットの著作権侵害の保護条例というのがございます。権利者からIPSさんに著作権侵害がインターネットで掲載されているという通知をすれば、IPSさんから掲載しているところに通知をして、答弁といひますが、このような侵害の通知に対して意見を求め、それは侵害ではないのかという事になると、削除せずに権利者と掲載者との係争といひますか、裁判になるのかもしれませんが、実際YAHOOさんではそのような通知をして掲載している方から侵害ではない、そのような事で答弁が出てきて、権利者との間で係争になったりする事例はございますでしょうか。その時に、権利者に掲載者の情報を全部提供していただける事でないと、なかなか権利者が相手に対して早急に係争に持ち込めないとという事情も当然ございます。その辺はど

うなっているのか、ご質問させていただきます。

○YAHOO上山氏

ご存知の通り、日本にはプロバイダー責任制限法という法律がございます。この法律でも同様に、権利侵害の通知を受けた場合は、その通知を受けた旨を、行為者に対してこちらの方からご連絡差し上げる事はもりこまれております。そこで反論のケースがあるかですが、私共オークション、その他色々なサービス、ブログなどもやっておりますが、そういった中で反論を受ける事は、著作権分野に関しては少ないです。ほとんどは納得し閉鎖するという事が多いです。ただプロバイダ責任制限法はここでは関係ないのかもしれませんが、名誉棄損ですとか、そういった部分についての権利侵害である場合は、通知をする事がございます。その場合は相当程度、名誉棄損していないという反応が来ますので、その場合はやはり権利者の方と直接やって下さい、と誘導する事はもちろんございます。その場合、申し立てられた側、オークションとサービス利用者側の情報をどれだけ公表するかですが、それも基本は裁判で決めていただこうと私共は考えております。そのような事で、まず発信者の情報を開示するのが相当であると、裁判所に対して行っていただき、裁判所の方が開示を命令すれば、私共は発信者の情報を権利者の方に開示する手続きを行っております。

○フラーレン谷口氏

ありがとうございました。そうするとようするに、日本でよく言われる個人情報保護法を盾に、開示は困る・開示できないと、よく業者さん、我々もですがなかなか侵害に対する情報の開示・情報収集ができなくて困るのですが、そういう事はないのでしょうか。

○ヤフー上山氏

そことのバランスを取る為に、まず一度権利者の方と私共との間で裁判所に決めていただき、裁判所の命令に従って私共が発信者の情報を権利者の方に発信する手続き、となっております。

○司会 ありがとうございました。他にご質問はございますか。

○ヤマシロ氏

ヤマシロと申します。本日はありがとうございます。一点質問なのですが、YAHOOさんとタオバオの連携が先日報道になりまして、そこでタオバオで売られている模倣品がYAHOOさんを通じて買える、という状態になっている問題があるかと思いますが、これに対してYAHOOさんが、今後どのような対応を取られる予定なのかをお聞かせ願いたいと思います。

○YAHOO上山氏

これも非常に頭の痛い問題というか、実は色々なところからそのような声をいただいております。私共が開始したYahoo!チャイナモールというサービスは、先ほど少しご説明しましたけども、タオバオ上に出ている商品について、それを自動翻訳、日本語に翻訳した形を日本国内において見せるサービスです。なのでそのタオバオ上から仮にその商品が消えた、そのような事になれば当然日本側にも表示されませんので、まずは一義的にはタオバオさんの方で、商品が削除されるような取り組みをしていただければ、非常にありがたいという事でございます。更にその上で、まだまだ色々な物が出ているという状態ですので、私共の方でもなんとかそういった物が日本の消費者に届かないように、権利者の方からご連絡いただければ、そういった商品をYahoo!のチャイナモール上だけ、少なくともそこからは削除すると、いう風な取り組みをまさに今徐々に始めているところでございます。これから権利者の皆様と情報交流しながら、こういった取り組みをどうしていったら良いか、話していきたいと思っております。なのでまずは一つ目、タオバオさんの方の商品を排除していただきたいけども、それでもなんとか、という事であれば私共の方にもお声かけいただいて、日本側のページだけは表示させないと、いう事も技術的には可能なので、そのような対応をとっていきたいと思っております。

○司会 ありがとうございます。では加藤さん。

○ホンダ 加藤氏

ホンダの加藤でございます。ご説明ありがとうございました。今のご質問と回答に関連するのですが、日本には商標権があるが中国にはない、そのような場合ですと

日本の方での対応でしか削除要請というのは出来ないと思うのですが、そのような場合にはYAHOOさんの方で受け付けて、削除するような方向性を検討されてるかどうか、その点が一点。それから弊社の場合ですと、日本ではあまりないのですが、中国では類似商標などの問題がございまして、侵害しているかどうかの判断が難しいケースもありますがどう対応するのでしょうか。

第1部 各種連絡事項

王遠婷 皆さん、こんにちは。Jetro上海センター知識産権部の王です。このたび、2007年から2009年の展示会調査をまとめましたので、ご紹介させていただきます。

まず、展示会調査について、簡単に説明致します。

この調査は、JETROの企業支援の一つ事業で、調査費用は、JETROが全額負担致します。この調査を通じ、模倣品製造業者の特定、輸出された模倣品の海外流通地点などを把握することができます。調査内容としては、中国の展示会にて、商標権侵害又は専利権侵害の疑いがある製品に関して、権利侵害品出展企業の代表者、所在地、侵害形態、権利侵害品の単価など情報を収集いたします。申請に関しては、業界団体又は同業種の企業が2社以上集まった場合に申請ができます。

詳細について、資料12をご確認ください。

次は、過去3年間の展示会調査の取りまとめ結果を紹介致します。

展示会規模の変化や調査員の主観により差異が多少あります。なお、本調査の侵害件数のカウント方法ですが、一つの商品、権利者に対して、複数の権利が侵害された可能性があるため、その場合、侵害件数は複数で計算されます。

こちらは、事務機消耗品関連の調査です。

事務機消耗品関連の調査対象は、三年間とも「商標権侵害」でしたが、08年より商標権侵害品の出展はほとんど確認できず、その代わりに、意匠権侵害に推移している傾向がご覧いただけると思います。

2009年の意匠権侵害は271件で、2008年の313件より少なく見えますが、出展者総数に占める被疑侵害件数をみれば、増加傾向があると考えられます。

それは、この三つの展示会とも主催側の知的財産権保護対応が十分でない可能性が考えられます。

アパレル関連の調査は三年とも、中国輸出入商品取引会で行いました。

中国輸出入商品取引会は通常、広州交易会と呼ばれています。

侵害者経営形態を調べたところ、2007年、侵害した3社の経営形態はすべて「製造・貿易」でしたが、2008年、10社中7社が「貿易」のみで、2009年、5社中3社が「貿易」のみでした。それは、模倣品の輸出志向が強まっているのではないかと考えられます。

ここでの出展者数と来場者数は交易会全体の数です。知的財産保護対応窓口は設置

しております。クレーム数の半数以上が摘発されており、窓口が機能していると思います。

このようなことから、広州交易会では知財保護が比較的しっかりと行われているということだと思えます

時間の関係で次の文具関連、また化粧品関連及び、自動車関連の説明については省略させていただきますが、資料の通りでございますのでご確認いただければと思います。

ミシン関連の調査では2007年と2009年の調査対象とも、商標権と意匠権ですが、意匠権侵害検出が比較的多いです。それはミシン製品及び業界の特殊事情によります。一つは製品は生産設備である為、露出している構造物が多く、意匠権侵害が発見されやすいです。もう一つは、一つの製品に対し多くの模倣行為が発生しています。データを分析すると、2009年に発見された侵害品は2007年より減少しました。さらに権利侵害業者のリストを対照すれば、以下の事が現れてきます。A社の侵害品出展者数は2007年が23社、2009年が12社に対し、その中で再犯したのが1社のみでした。B社の侵害品出展者数は2007年が77社、2009年が33社、その中で再犯したのが16社でした。それはA社が2007年の展示会で権利侵害利用者に対し、警告活動を行ったのが要因と考えられます。展示会後に警告上への検討結果を回答してきた会社は0で、A社は無視されたと認識しましたが、2009年の調査結果から見ると実際に

は効果があると思われます。また調査結果には、権利侵害業者への所在地も記入してあり、そのような情報を上手く利用できれば権利者の模倣対策活動に役立つのではないかと思います。

農薬関連の調査は、展示会調査の中で最も変化が顕著であると思ひます。農薬WGは2006年から展示会における模倣品出展対策の活動を行ってあります。2007年から2009年とも同じ交易会で調査を行いました。この交易会は一年に一回、地域を変えて開催されています。2007年の発見数が17件に対し2008年は8件、2009年は2件です。ここでは農薬ワーキングの活動について、簡単にご紹介をさせていただきます。展示会を利用した模倣品抑止活動計画は、ご覧の通りです。その中で最も重要なのが、ブラックリスト、陳情訪問、計画書、摘発だと思ひます。展示会の現状を把握する為調査を行い、権利侵害業者リストを作成し、それらに基づき当局、または出展者に陳情訪問します。当局より理解及び協力していただきます。そして展示会で発見した権利侵害出展者に対し摘発を行いました。このような活動で、行政当局を巻きこみ継続的模倣品対策による模倣品の検証、及び撲滅ができました。詳細については、農薬業界における展示会を利用した模倣品抑止活動に関する調査報告書をご参照下さい。

最後になりますが、以上の7つの業界の展示会調査を分析した事により、効果としては、以下の事がわかると思ひます。模倣品出展を抑制する事ができます。模倣品

傾向分析により、企業が模倣対策を作成する際、参考になります。模倣品出展業者の具体的情報を獲得する事で、目標を確定する事ができます。クレーム窓口の現状を把握する事で、展示会の現場を執行する可能性があります。以上、展示会調査をまとめたご説明をさせていただき、ありがとうございました。

○司会　ありがとうございました。あくまでデータから見て主観的なところも入っているかと思いますが、参考までにご紹介させていただきました。それではここで連絡事項を終わらせていただいて、幹事の方はお席にお戻り下さい。

第2部 講演会

○司会 ここから講演会に入らせていただきます。まず始めに、私共ジェトロの東京本部の知的財産を管轄する部門の部長が、上海まで来ております。今日はジェトロ全体の事業について、ご紹介させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

[講演①]

日本貿易振興機構（ジェトロ）の知的財産権保護事業について

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部長 古谷朋彦氏

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。ジェトロの在外企業支援・知的財産部長の古谷と申します。本日は私共の活動を簡潔に、ご報告させていただきたいと思います。その前に、まずは日ごろよりジェトロにご支援ご協力承り、御礼申し上げます。皆様方が日々行っておられる、中国における知財対策、そのご尽力に対して敬意を評したいと思います。

私共の部は、長い名称なのですが、海外に出ておられる企業の方々が、色々な問題、法務・税務・労務問題、手続きなど、直面される課題解決のお手伝いをしている事が一つ、更にこれから海外に拠点を作ろうかと検討される方々に対して、各国の情報提供あるいは当該国へのミッション派遣を行っております。それからもう一つ極めて大事な仕事として、知的財産保護の活動を行っております。

ジェトロは1958年に特殊法人、当時は日本貿易振興会という名前で発足いたしました。2003年から独立行政法人に変わりました。日本語の名称も日本貿易振興機構となっております。ただ、ジェトロはずっとジェトロで通しており、海外でも親しまれております。現在海外は55カ国、72事務所がございます。中国に6事務所ござい

ますが、海外事務所につきましては、基本的に企業様の活動に対応する形で、スクラップアンドビルドで展開しておりまして、近年は欧州の事務所を閉じて、アジアに展開する形になっております。今年もカンボジアのプノンペン、インドのチェンナイに新しい事務所を開設致しました。

知財の仕事でございますが、こうした場を含めた情報共有・提供という仕事、それから具体的に、なかなか一社様だけでは当局へ物申しがたいような、法改善あるいは運用改善の建議の取りまとめ、実際のエンフォースメント、等々についてお手伝いをしております。私共、先ほど申し上げた海外の事務所の中で、専任の知財担当を配置している事務所が、全部で7つございます。東京ではアドバイザーを含め10名強の体制でございますが、こういう専任を重要な所に配置しております。専任がない事務所でも、私共の駐在員が知財のご相談等に応じる体制はできております。中身でございますが、情報提供・共有という事では、模倣品マニュアルの作成、ウェブ上での情報提供等を行っております。それから日本の中小基本法で規定する、中小企業の方に限定されるものでございますが、侵害の状況調査を助成するスキームを持っております。中小企業の方々の情報交換のネットワークも作っておるところでございます。

それから各国政府との協力事業、これが極めて大事ですが、各地で行っております。ただやはり中国、上海のIPGが最も内容が充実かつ、先駆的な活動をされております。

す。やはり企業の方々のニーズに応じ行って参りますので、中には休止をしているところもありますが、侵害鑑定セミナー等も行っております。これ以外の地域でも、企業の皆様から侵害鑑定セミナーを是非ここで行いたい、というお話があれば検討致しますので、お申し付け下さればと思います。

それからご承知の通り、日本国内では IIPPF、それから海外では IPG その他、企業の方々と一緒に活動しているところでございます。IIPPF ですが現在、195 の企業・団体に入らせていただいておりますし、経済産業省、特許庁をはじめ、関係官庁のご支援ご指導もいただいているところでございます。今年の 5 月に新しい座長として、日産自動車の志賀最高執行責任者（C O O）に就任いただいております。地域やテーマごとにプロジェクトが分かれており、各国政府への要請や情報交換等を行っております。ご存知の通り第 1 プロジェクトが、中国関係の活動を行っております。第 2 プロジェクトがそれ以外の地域、第 3 ・第 4 は、それぞれ情報交換、人材育成・広報を行っております。それから IIPPF で、もう一つの大きな活動としては、米国商工会議所、欧州のビジネスヨーロッパと連携して、国際的に解決しなければならない、「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」実現に向けての支持活動も行っております。今年の 2 月には、中東で活動している欧州の企業が集まっている、「The Brand Owners Protection Group（B P G）」との協力覚書も締結しており、今後一緒に活動していきたいと考えております。

それからこれが各地の IPG でございます。中には休止しているところもございますが、どこかご関心の地域があれば、ジェトロ知財部の方に仰っていただき、お話を繋げさせていただきます。

私共が考えている課題、これはジェトロ自身の課題も一部入っておりますが、一つ目は今、世界的に広がる模倣品・海賊版の被害への対応として、模倣品製造の主要国である中国からの拡散防止、これをどう行っていくか、ということだと思います。ACTA という方法もございますが、なかなかそれに向けての動きも、簡単ではございません。合わせて、輸入国の関係機関とのネットワーク、こうした事を構築しながら、一つ目の課題に対応していく必要があると考えております。二つ目は巧妙化・悪質への対応でございます。これについては色々な事例が出ておりますので、それを見ながら皆様方とご相談する事だと思っております。三つ目はジェトロ自身の課題でございますが、ビジネス環境が変わる中で、皆様方が活動しておられるところを、どういう形でお手伝いするのが一番良いのか、これは常に考えていきたいと思っております。引き続き私共、懸命に取り組んでいきますので、ご意見がございましたら上海のジェトロでも結構ですし、あるいは北京・広州のジェトロ、ジェトロ本部（東京）に仰っていただいても結構ですので、忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日は大変貴重な時間をいただき、ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。少し時間がおしてしまって申し訳ございません。

ここで休憩に入らせていただきます。4時20分を目処に始めさせていただきますので、そのようにご承知下さい。

以下の講演内容は、講演者の許可を得られなかったため、控えます。